

# 生保労連のプライバシーポリシー

全国生命保険労働組合連合会

## 1. 個人情報の保護についての基本的考え方

生保労連は、生保産業に働く仲間の総合的な生活の改善、お客さまの負託に応える営業職員体制の構築、産業政策活動を通じた諸環境の整備等に取り組むとともに、勤労者全体の生活向上をめざして活動しています。こうした活動を円滑に遂行するために、氏名、住所、電話番号等の個人情報を取得・利用することがあります。

生保労連は、これらの個人情報を保護することの重要性を踏まえ、その社会的責任を果たすべく、以下の考え方に基づき個人情報を取り扱います。

- (1) 個人情報保護法その他の関係諸法令を遵守するとともに、関係省庁ガイドラインおよび個人情報の適正な取扱いに関する社会的ルールに準じ、適切に取り扱います。
- (2) 個人情報の取得にあたっては、その利用目的を明確にし、それに従って取り扱います。
- (3) 適正な個人情報の取扱いのために、各種規定等を必要に応じて改定・整備します。
- (4) 個人情報の漏えい、紛失等を防止するため、必要かつ適切な安全管理を行います。
- (5) 組合活動を遂行するために提携・協力している団体・企業等に対しても、適切に個人情報を取り扱うように要請します。

## 2. 利用目的

- (1) 生保労連の機関会議（定期大会・中央委員会・中央執行委員会等）、各種セミナー・研究会等の開催に際して、基本的な事務に供するため
- (2) 運動方針や活動計画に基づき実施する各種行事の開催、産業政策活動の一環として実施する諸活動等に際して、参加・協力等を要請するため
- (3) 機関紙、各種資料等を発送するため
- (4) 各種調査・アンケート等を実施するため
- (5) その他上記に伴う業務を実施するため

## 3. 第三者への提供

生保労連は、「2. 利用目的」を達成する範囲において、業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託し、その委託先に対して必要な個人情報を提供することがありますが、その場合、提供する個人情報の安全かつ適切な措置を施すよう監督します。

## 4. 開示

生保労連が保有する個人情報に関して、ご自身の情報の開示を希望される場合には、ご本人であることを確認した上で、適切な期間および範囲で開示します。

## 5. 訂正・追加・削除

生保労連が保有する個人情報に関して、ご自身の情報の訂正、追加または削除を希望される場合には、ご本人であることを確認した上で、事実と異なる内容がある場合には、適切な期間および範囲で訂正、追加または削除します。

## 6. 利用停止・消去

生保労連が保有する個人情報に関して、ご自身の情報の利用停止または消去を希望される場合には、ご本人であることを確認した上で、適切な期間および範囲で利用停止または消去します。

ただし、これらの情報の一部または全部を利用停止または消去した場合、「2. 利用目的」に示した連絡・発送等の対応ができなくなることもありますので、ご理解ください。

## 7. 開示等の受付方法・窓口

上記3. 4. 5. 6. に関するお申し出およびその他の個人情報に関するお問い合わせは、以下の方法にて受け付けます。なお、この受付方法によらない開示等の求めには応じられない場合がありますので、ご了承ください。

### (1) 受付手続

下記の事務所に直接お越しいただくか、下記の宛先に郵便、電話、FAXまたはEメールでお申し出ください。

受付手続についての詳細は、お申し出を受けた時点でお知らせしますが、下記の方法により本人（または代理人）であることを確認した上で、書面の交付その他の方法により回答します。

#### 《受付の方法・窓口》

【郵便】 〒113-0034 文京区湯島3-19-5 湯島三組坂ビル3F 生保労連 組織局宛  
※2009年12月1日よりビル名変更

【電話】 03-3837-2031

【FAX】 03-3837-2037

【Eメール】 [union@seiho.jtuc-rengo.jp](mailto:union@seiho.jtuc-rengo.jp)

なお、受付時間は平日の午前10時から午後5時までとさせていただきます。

#### 《本人または代理人の確認》

本人からのお申し出の場合は、運転免許証・パスポート・健康保険の被保険者証等を提示していただき、ご本人であることを確認させていただく場合があります。

代理人からお申し出の場合は、代理人であることを、委任状および委任状に押印された印鑑の印鑑証明書の確認、組合員本人への電話等により確認させていただきます。

### (2) 代償措置・手数料

上記3. 4. 5. 6. に関するお申し出に対応するために、膨大な事務や費用がかかるなどの事態が発生する場合は、協議の上、代償措置や本人に手数料をいただく場合もありますので、ご注意ください。

## 8. 個人情報管理責任者

生保労連における個人情報管理責任者は書記長とします。

以上

※2005年6月6日 中央執行委員会決定